

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

保険販売資格をもつ募集人について

三菱ＵＦＪ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとＳＯＭＰＯひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してＳＯＭＰＯひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱ＵＦＪ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）の権限等に関して確認をご要望の場合には、ＳＯＭＰＯひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

募集代理店（三菱ＵＦＪ銀行）からのご説明事項

- 「新・健康のお守り ハート」にご契約いただくか否かが、三菱ＵＦＪ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「新・健康のお守り ハート」は、ＳＯＭＰＯひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱ＵＦＪ銀行は、「新・健康のお守り ハート」の引受保険会社であるＳＯＭＰＯひまわり生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱ＵＦＪ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱ＵＦＪ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は
ＳＯＭＰＯひまわり生命の公式ウェブサイトからもご覧いただけます。

ＳＯＭＰＯひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。

＜公式ウェブサイト＞

<https://www.himawari-life.co.jp/>

ＳＯＭＰＯひまわり生命

検索

ＳＯＭＰＯひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは

下記のフリーダイヤル（通話料無料）までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者様専用ダイヤル
（カスタマーセンター）



0120-563-506

受付時間

月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日および12/31～1/3日は除きます。

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま（給付金のご請求は受取人さま）からお願いいたします。
お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

（お問い合わせ、ご照会）
募集代理店

（ご契約後のご照会）
引受保険会社

代理店コード：AH189

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）
<https://www.bk.mufig.jp>

SOMPOひまわり生命保険株式会社

＜公式ウェブサイト＞ <https://www.himawari-life.co.jp/>

ＳＯＭＰＯグループの一員です。



SOMPOひまわり生命

あなたらしい健康が、咲き誇る。

2024年10月

ＳＯＭＰＯひまわり生命の限定告知医療保険



払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険・手術I型

ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「新・健康のお守り ハート」は、ＳＯＭＰＯひまわり生命を引受保険会社とする限定告知医療保険です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

引受保険会社

MUFG 三菱UFJ銀行

SOMPOひまわり生命

この保険の引受保険会社はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社です。
株式会社三菱UFJ銀行はＳＯＭＰＯひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

健康に不安のある方のためにできました。

保障内容は
不足しないかしら？



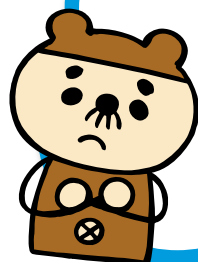
特徴1

充実した
入院・手術保障
先進医療保障
通院保障

- 入院は日帰り入院から保障。三大疾病で入院した場合は、
通算支払限度1,000日を超えて無制限に保障します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術を入院給付金日額の最高40倍まで保障します。
- 特約を付加することで、先進医療の技術料を通算2,000万円まで保障します。
(限定告知医療用先進医療特約)
- 特約を付加することで、病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、
疾病通院給付金・災害通院給付金が受け取れます。(限定告知医療用通院特約)
- 特約を付加することで、病気やケガで入院した場合、入院一時金が受け取れます。
(限定告知医療用入院一時金特約)

くわしくは
5・6ページ

三大疾病の
長期入院や
保険料負担が
不安だなあ



特徴2

三大疾病も
手厚く保障！

がん

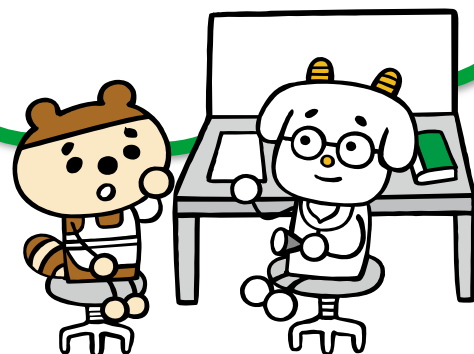
急性
心筋梗塞

脳卒中

- 三大疾病で所定の事由に該当した場合、
以後の保険料のお払い込みは必要ありません。(限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約)
- 三大疾病で入院した場合、
1回の入院限度日数を無制限に保障します。(三大疾病支払日数無制限特約)

くわしくは
7ページ

持病があるんだけど
大丈夫かしら？



特徴3

簡単な
3つの告知で
お申し込み可能！

三大疾病の保障を付加する場合は
4つ目の告知が必要です

- 満20歳から満80歳の方で、以下の質問がすべて「いいえ」なら、お申し込みいただけます。
今後3ヵ月以内に、入院または手術の予定がありますか。
※病気やケガに限らず、今後3ヵ月以内に入院または手術の予定があれば告知が必要です。また医師に今後3ヵ月以内に入院または手術をすすめられている場合、相談している場合も告知が必要です。
- 過去5年以内に、がん(悪性新生物・悪性腫瘍)・上皮内がん・肝硬変で医師の診察・検査・治療・投薬(薬の処方を含む)・入院したことまたは手術を受けたことがありますか。
※いずれかの疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。
※「がん」には、白血病・骨髄腫・悪性リンパ腫・肉腫を含みます。
※「上皮内がん」には、子宮頸部高度異形成または病理組織診断CIN3を含みます。
※診察・検査の結果、がん・上皮内がん・肝硬変ではないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。
※慢性の肝臓の病気(C型肝炎等)から、過去5年以内に肝硬変へ移行していると医師に診断(疑いがあると医師に指摘されている場合を含む)されている場合は告知が必要です。
- 過去2年以内に、病気やケガで、入院したことまたは手術を受けたことがありますか。
※「入院」には人間ドックを受診するための入院を除きます。「手術」にはレーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含みます。
※上記の質問が「はい」の場合でも、その内容によってはお引き受けできる場合があります。
- 過去2年以内に、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞・くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞で医師の診察・検査・治療・投薬(薬の処方を含む)・入院したことまたは手術を受けたことがありますか。
※いずれかの疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。
※診察・検査の結果、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞・くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞ではないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。

4つ目の
告知

- お申し込みの際は、告知書を必ずご確認ください。
- 上記のすべてに該当しない場合でも、お仕事の内容や保険のご加入状況等によっては、お引き受けできない場合があります。

充実の基本保障にオプションで通院 や三大疾病等も手厚く保障します！

保障内容

契約概要

注意喚起情報

保障内容

基本保障（主契約）

選べるオプション（特約・特約）

保険期間：終身

- 契約年齢範囲…満20歳～満80歳
- 1回の入院の支払限度日数…60日
- 保険料払込方法…月払・半年払・年払

- 入院給付金日額…3,000円～10,000円（1,000円単位）
- 保険料払込期間…終身払・5年払済・10年払済

入院

（疾病入院給付金）*1
（災害入院給付金）

病気やケガで入院したとき
【支払限度日数】

1回の入院 60日限度*2

通算

病気で通算1,000日限度
ケガで通算1,000日限度
（三大疾病による入院は通算無制限）

日帰り入院
にも対応

手術

（手術給付金）

所定の手術・放射線治療を受けたとき

回数
無制限*3

限定告知医療用先進医療特約*4
（先進医療給付金）

先進医療*5による療養を受けたとき

限定告知医療用通院特約
（疾病通院給付金・災害通院給付金）

主契約の入院給付金が支払われる
入院の退院日の翌日からその日を含
めて180日以内に通院*6したとき
1回の入院につき30日限度
病気で通算1,000日限度
ケガで通算1,000日限度
（三大疾病は通算無制限）

限定告知医療用入院一時金特約
（入院一時金）*1

病気やケガで入院したとき

限定告知医療用
特定疾病診断保険料免除特約*7

三大疾病により所定の事由に該当したとき

三大疾病支払日数無制限特約*7

三大疾病で入院したとき

入院給付金日額

10,000円の場合

1日につき

10,000円

ご契約日から1年以内
（削減支払期間中）

1日につき5,000円

内容により 1回につき

40・20・10・5万円

ご契約日から1年以内
（削減支払期間中）

内容により 1回につき
20・10・5・2.5万円

入院給付金日額

5,000円の場合

1日につき

5,000円

ご契約日から1年以内
（削減支払期間中）

1日につき2,500円

内容により 1回につき

20・10・5・2.5万円

ご契約日から1年以内
（削減支払期間中）

内容により 1回につき
10・5・2.5・1.25万円

先進医療の技術料を 通算2,000万円まで保障

ご契約日から1年以内（削減支払期間中）

先進医療の技術料の50%相当額を保障

通院給付金日額を
10,000円に設定した場合 1日につき10,000円
ご契約日から1年以内
（削減支払期間中） 1日につき 5,000円

通院給付金日額を
5,000円に設定した場合 1日につき5,000円
ご契約日から1年以内
（削減支払期間中） 1日につき2,500円

入院一時金額を
10万円に設定した場合 一時金として
（1回の入院につき1回限り）10万円
ご契約日から1年以内
（削減支払期間中） 一時金として
（1回の入院につき1回限り）5万円

入院一時金額を
5万円に設定した場合 一時金として
（1回の入院につき1回限り）5万円
ご契約日から1年以内
（削減支払期間中） 一時金として
（1回の入院につき1回限り）2.5万円

以後の保険料のお払い込みが免除されます。

1回の入院限度日数を無制限に保障します。



お申し込みに際しては、通常の医療保険とあわせてご検討ください。

■保険料について

この保険は、健康に不安がある方でも簡単な告知でお申し込みいただき、ご契約前の病気が悪化して入院・手術をされた場合も保障されるよう設計された商品です。このため、保険料はS O M P O ひまわり生命の通常の医療保険に比べ、割り増しされています。

■他の保険へのご加入について

より詳細な告知をいただくことや医師の診査等を受けることにより、この保険よりも保険料が割安の医療保険にお申し込みいただくことができます。ただし、その場合、告知・診査結果等によりご契約いただけないこともあります。

この保険は簡単な告知のみでお申し込みいただけますが、告知内容が事実と相違していた場合は、ご契約が解除されたり、給付金等が支払われないことがあります。



削減支払期間について

削減支払期間とは、契約日からその日を含めて1年以内の期間をいいます。削減支払期間中の給付金等のお支払額は、通常の50%相当額となります。（削減支払期間経過後は、通常（全額）のお支払いとなります。）



給付金等をお支払いできない場合は、19ページをご覧ください。

- *1 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。所定の感染症については、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。
- *2 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気（医学上重要な関係があるとS O M P O ひまわり生命が認めた病気を含む）またはケガで2回以上入院をされたとき、1回の入院とみなす場合があります。このため、入退院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度である60日となる場合がありますので、ご注意ください。
- *3 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を含みます。お支払いの対象となるのは、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術となり、手術給付金のお支払いは2回までとします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

保障内容

一生
涯
保
障

契約概要

一生
涯
保
障

注意喚起情報

入院・手術に備えたい方に

入院・手術を手厚く保障

基本保障(主契約)

- Point** 入院・手術の保障が一生続きます。
病気やケガで入院した場合、
入院給付金(疾病入院給付金*・災害入院給付金)が受け取れます。

手術は公的医療保険対象の約1,000種類の手術に対応し、入院給付金日額の最高40倍まで保障します。
削減支払期間とは、契約日からその日を含めて1年以内の期間をいいます。
削減支払期間中の給付金のお支払額は、通常の50% 相当額となります。
(削減支払期間経過後は、通常(全額)のお支払いとなります。)

* 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。所定の感染症については、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

先進医療に備えたい方に

先進医療の技術料を保障

限定告知医療用
先進医療特約

- Point** 「先進医療」の保障が一生続きます。

公的医療保険の対象外で全額自己負担となる「先進医療の技術料」を、一生を通じて通算2,000万円まで保障します。

先進医療給付金

ご契約日から1年以内(削減支払期間中)

ご契約日から2年目以降

先進医療の技術料の50%相当額

先進医療の技術料

先進医療の技術料は (例) 一般診療(手術料) 公的医療保険から支払い 一部自己負担(最高3割)
公的医療保険の対象とならないため 先進医療(技術料) 全額自己負担
全額自己負担となります。

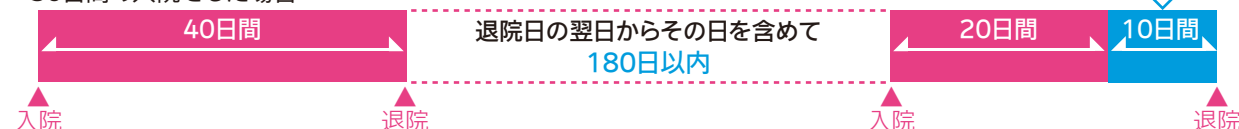
※一般診療では最高3割の自己負担ですが、「先進医療に係る技術料」は公的医療保険の対象とならないため、全額自己負担となります。
ただし、「先進医療に係る技術料」以外は公的医療保険が適用されます。
※公的医療保険においては定率の自己負担の他、高額療養費制度により所得に応じた自己負担の制限が設けられています。

1回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1回の入院とみなされます。

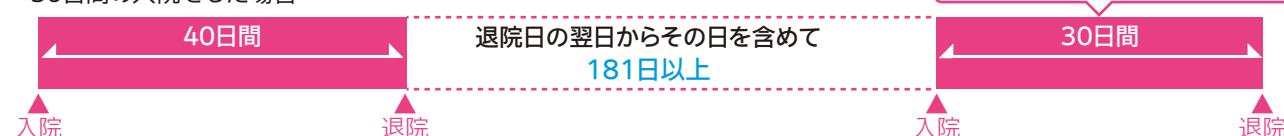
2つの入院が1回の入院とみなされる場合

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に
30日間の入院をした場合



2つの入院が1回の入院とみなされない場合

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて181日以上経過後に
30日間の入院をした場合



退院後の通院に備えたい方に

退院後の通院を保障

限定告知医療用
通院特約

- Point** 病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、**疾病通院給付金・災害通院給付金**が受け取れます。

お支払事由

疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*1をしたとき
*1 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。

疾病通院給付金・災害通院給付金

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

ご契約日から2年目以降

1日につき5,000円

1日につき10,000円

(通院給付金日額を10,000円に設定した場合)

1回の入院*2に対する通院の支払限度 30日

*2 2回以上入院した場合でも、1回の入院とみなされるときは、お支払限度は30日です。
2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合について、くわしくは5ページをご覧ください。

通算の支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。
ただし、三大疾病で通院した場合は、通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします。

●通院給付金の日額は、1,000円～10,000円(基本保障(主契約)の入院給付金日額以下)の範囲内で設定いただけます。

入院時の諸費用等を一時金で備えたい方に

入院したら一時金で保障

限定告知医療用
入院一時金特約

- Point** 病気やケガで入院した場合、**入院一時金*1**が受け取れます。
入院の原因が、異なる病気・ケガであれば、180日以内に複数回入院した場合でも、**それぞれの入院に対してお受け取りが可能です。**

入院一時金

お支払事由

疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

ご契約日から2年目以降

1回につき5万円

1回につき10万円

(入院一時金額を10万円に設定した場合)

●疾病入院給付金または災害入院給付金支払われる1回の入院*2が削減支払期間満了後も継続している場合、通常(全額)のお支払いとなります。

●入院一時金額は、1万円～20万円(基本保障(主契約)の入院給付金日額の40倍以内、1万円単位)の範囲内で設定いただけます。

*1 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。所定の感染症については、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

*2 1回の入院について、くわしくは5ページをご覧ください。

入院一時金のお受け取りについて

1回の入院についての入院一時金のお受け取りは1回限りです。また、次のいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお受け取りは1回限りとします。



- 入院を2回以上した場合でも、1回の入院とみなされるとき
- 疾病の治療を目的とした入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

三大疾病に備えたい方に 三大疾病を手厚く保障



限定告知医療用特定疾病
診断保険料免除特約

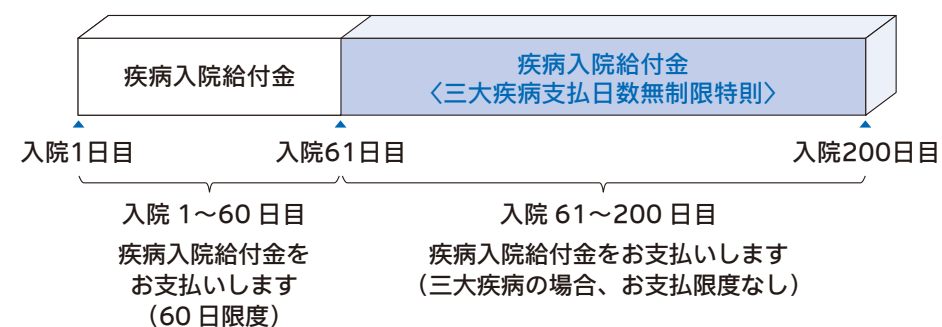


三大疾病支払日数
無制限特則

Point 1 三大疾病で所定の事由に該当した場合、**以後の保険料のお払い込みは必要ありません。** (限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約)

Point 2 三大疾病で入院した場合、**1回の入院限度日数を無制限に保障します。** (三大疾病支払日数無制限特則)

〈事例〉対象となる三大疾病により 200 日入院した場合



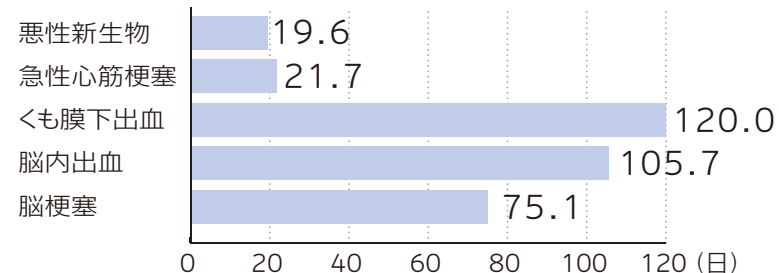
「限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約」および「三大疾病支払日数無制限特則」は、保障される疾病が一部異なりますので、P.12をご確認ください。

DATA

三大疾病は長期にわたる治療を要する場合があります。
入退院を繰り返したり、1回の入院期間が3ヵ月を超えるケースもあります。



■退院患者平均在院日数(傷病別)



厚生労働省「令和2年(2020)患者調査の概況」

「平均在院日数」とは1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

指定代理請求特約について

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情(被保険者が給付金等の請求を行う意思表示が困難な状態である場合や、被保険者本人が病名の告知を受けていない場合等)があると S O M P O ひまわり生命が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

代理請求の対象となる給付金等については次の通りです。

1. 被保険者と受取人が同一人である給付金等
2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料のお払い込みの免除

●次の範囲内の方を、いずれか 1 名指定することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の 3 親等以内の親族
3. 被保険者と同居または同一生計の方(例:内縁者・同性パートナー等)*
4. 被保険者の療養看護に努めている、または、財産管理を行っている方*
5. その他 3 および 4 に掲げる方と同等の給付金等を請求すべき適当な理由がある方として S O M P O ひまわり生命が認めた方(例: 4 親等の親族等)*

* S O M P O ひまわり生命所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な理由があると S O M P O ひまわり生命が認めた方に限ります。

※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



契約概要

「**契約概要**」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と連絡先等

- 名称

S O M P O ひまわり生命保険株式会社
- 連絡先

S O M P O ひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
- 受付時間

月曜日～金曜日 9：00～18：00
土曜日 9：00～17：00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- 公式ウェブサイト

<https://www.himawari-life.co.jp/>

2. 商品の特征と仕組み

保険商品の名称

新・健康のお守り ハート（払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険・手術Ⅰ型）

商品の特征

- ご契約に際して、簡単な告知項目にお答えいただくだけで、お申し込みいただけます。
- 病気やケガによる所定の入院・手術等の保障を終身にわたり確保できます。
- 契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額は、通常の50％相当額に削減されます。

仕組み図

<ご契約例> ・ご契約年齢：50歳（男性） ・保険期間：終身 ・保険料払込期間：終身払
・手術Ⅰ型 ・入院給付金日額：10,000円

1日につき 5,000円

1日につき 10,000円

1日につき 5,000円

内容により1回につき 20・10・5・2.5万円

疾病入院給付金

災害入院給付金

手術給付金

病気による入院*

ケガによる入院*

病気やケガによる所定の手術・放射線治療、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術

1日につき

1日につき

内容により1回につき

10,000円

10,000円

40・20・10・5万円

(入院給付金日額の40・20・10・5倍)

削減支払期間（注）

50歳

51歳

※日帰り入院（入院基本料の支払の有無等を参考に判断します）を含みます。

一生

(注) 削減支払期間とは、契約日からその日を含めて1年以内の期間をいいます。削減支払期間中にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額は、通常の50％相当額に削減されますのでご注意ください（削減支払期間経過後は通常（全額）のお支払いとなります）。

!

ご注意ください

責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合には、疾病入院給付金をお支払いできません。

*責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

保障内容

契約概要

注意喚起情報

10

!

ご注意ください

- お客さまのご契約の入院給付金日額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- 一般的に、同じ保障の場合、保険料払込期間が長いご契約よりも短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間が短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
- お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3. 保障内容

給付金等のお支払いについて

お支払事由	疾病入院給付金	病気により入院*したとき
	災害入院給付金	ケガにより入院*したとき
	手術給付金	病気やケガにより所定の手術・放射線治療を受けたとき、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき
	死亡保険金	ありません
保険料払込免除対象となる事由	ケガにより所定の高度障害状態または所定の身体障害状態に該当したとき	

*日帰り入院（入院基本料の支払の有無等を参考に判断します）を含みます。
※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術給付金のお支払額について

お支払事由・手術等の内容				入院給付金日額に乗じる倍率			
				手術Ⅰ型			
1. 右のいずれかの手術	(1) 公的医療保険の手術料が算定される手術 *1 *2	一部対象外となる手術があります *3 *4	① 開頭手術（穿頭術は除く→④へ） 四肢切断術（手指・足指は除く→④へ） 脊髄腫瘍摘出術 心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の移植手術*5	40倍			
			② 開胸手術・開腹手術（以下は除く） ・胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術→③へ ・帝王切開娩出術→④へ				
			がんに対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術 上記に該当しない手術	20倍			
			③ 胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術				
	④ ①～③に該当しない手術			10倍			
(2) 先進医療*6に該当する手術*7				5倍			
2. 公的医療保険の放射線治療料が算定される放射線治療*1*8 先進医療*6に該当する放射線照射・温熱療法*7*8				10倍			
3. 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術*9				20倍			

*1 医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。（歯科で受けた手術等であっても、医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されている手術等は支払対象となります。）
*2 手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術を複数回受けた場合は、60日に1回の給付限度とします。
*3 診断・検査等治療を直接の目的としない手術は対象外です。
*4 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術、抜歯手術は対象外です。
*5 臓器の移植に関する法律に沿ったものに限り、また、提供者側は対象外です。
*6 厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限り、また、提供者側は対象外です。
*7 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は対象外です。
*8 手術の開始日から60日に1回の給付を限度とします。
*9 お支払いの対象となるのは、責任開始日（復活日）から起算して1年経過後の採取術となり、手術給付金のお支払いは2回までとします。骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合にはお支払いしません。

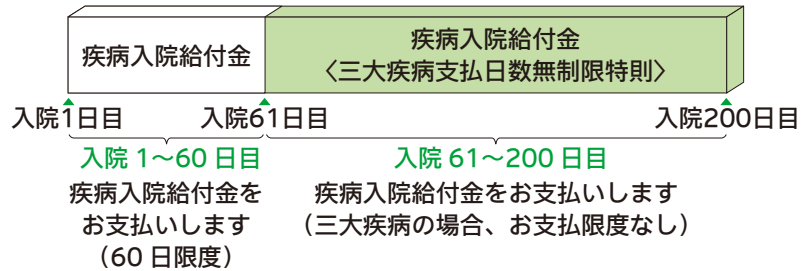
4. 付加できる特則・特約

三大疾病支払日数無制限特則<疾病入院給付金>

疾病入院給付金の1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病*による入院の場合、無制限に疾病入院給付金をお支払いします。
契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）の入院に対する給付金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。
（削減支払期間経過後は通常（全額）のお支払いとなります。）

*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

＜事例＞脳卒中（脳内出血）により200日入院した場合



限定告知医療用入院一時金特約<入院一時金>

病気やケガによる入院をしたとき、入院一時金をお支払いします。
疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院に限ります。
（1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回が限度です。入院を2回以上した場合で、それらの入院が主契約の規定により1回の入院とみなされるときも入院一時金のお支払いは1回限度です。）
契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）の入院に対する一時金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。
（削減支払期間経過後は通常（全額）のお支払いとなります。）



ご注意ください

責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合には、入院一時金をお支払いできません。
*責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。
該当する疾病は、SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

限定告知医療用通院特約<疾病通院給付金・災害通院給付金>

病気やケガで入院し、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院したとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。
（1回の入院に対する通院につき30日が限度です。）
病気・ケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。ただし、疾病通院給付金は三大疾病*による通院の場合、通算支払限度を超えてお支払いします。
疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる場合で、その入院の原因となった疾病やケガの治療を目的とした通院に限ります。
契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）の通院に対する給付金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。
（削減支払期間経過後は通常（全額）のお支払いとなります。）

*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

限定告知医療用先進医療特約<先進医療給付金>

先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額の先進医療給付金をお支払いします。
（お支払額を通算して2,000万円限度です。通算支払額が2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。）
契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。
（削減支払期間経過後は通常（全額）のお支払いとなります。）

※厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限ります。
※被保険者が、すでにSOMPOひまわり生命で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約等）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。

限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約

特定疾病*により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
*悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。



ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとSOMPOひまわり生命が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特則・特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約で対象となる三大疾病および保険料払込免除事由は下表の通りです。

対象となる三大疾病および保険料払込免除事由	
がん (悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき (「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」を除く)責任開始期前に診断確定されていた場合でも、責任開始日の5年前の年単位の応当日の翌日から責任開始日の前日までに診断確定がない場合、責任開始期以後の診断確定を初めてのものとみなします(再発*・転移を含む)。
急性心筋梗塞 ※虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞(狭心症等を除く)	被保険者が急性心筋梗塞を発病(再発*を含む)し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳卒中 ※脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病(再発*を含む)し、次のいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

*再発の定義については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かって保険料払込免除事由を変更することがあります。

「限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約」と「三大疾病支払日数無制限特則」で保障される疾病

保障される疾病が一部異なりますので、ご確認ください。

	がん		急性心筋梗塞	脳卒中
	上皮内がん	左記以外のがん	急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞	くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞
限定告知医療用 特定疾病診断 保険料免除特約	×	○ 悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がんは対象外	○ 〈要件〉 次のいずれかに該当したとき ①労働を制限する状態(軽い家事や事務等はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が60日以上継続 ②所定の手術	○ 〈要件〉 次のいずれかに該当したとき ①言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が60日以上継続 ②所定の手術
三大疾病支払日数 無制限特則		○	○	○

5. お取り扱いについて

契約年齢範囲	満 20 歳～満 80 歳		
保険期間	終身		
入院給付金日額	3,000 円～ 10,000 円（お仕事の内容等により異なります）		
入院給付金のお支払限度	1 回の入院*1		保険期間を通じて（通算）
	疾病入院 給付金	災害入院 給付金	疾病入院給付金
	60 日	60 日	1,000 日 ただし、三大疾病*2による入院については、 通算支払限度を超えてお支払いします。
			1,000 日
*1 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、それぞれ以下のお取り扱いとなります。 ・ 疾病入院給付金については、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、同一の病気（医学上重要な関係があると S O M P O ひまわり生命が認めたときを含みます。）やケガで2回以上入院したときは、1回の入院とみなします。 ・ 災害入院給付金については、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に同一の事故を原因としたケガで2回以上入院したときは、1回の入院とみなします。 *2 三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。			
責任開始期	●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを S O M P O ひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知がともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを S O M P O ひまわり生命が承諾した場合には、告知と第 1 回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） お申し込みいただいたご契約のお引き受けを S O M P O ひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できたときから保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションがすべて完了した日が責任開始日となります）。 ●主契約の疾病入院給付金および限定告知医療用入院一時金特約の入院一時金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。 *責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。該当する疾病は、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。 ●限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して 90 日経過後」に開始されます。		
契約日	月払：責任開始日の属する月の翌月 1 日* 半年払・年払：責任開始日と同日 *責任開始日の翌日から翌月 1 日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします（口座振替扱、クレジットカード扱共通）。		
選択区分	告知書扱（医師による診査は必要ありません）		
その他	●この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。このため、保険料は、S O M P O ひまわり生命の通常の医療保険に比べ割り増しされています。 ●告知いただいたことがらが、事実と異なる場合には、ご契約を解除し、給付金等をお支払いできない場合があります。 ●告知項目に該当した場合でも、軽微な病気やケガについてはお申し込みいただける可能性があります。 ●より詳細な告知をいただくことや医師の診査等を受けること等により、この保険よりも保険料が割安の医療保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知・診査結果等によりご契約いただけないこともあります。		

6. 保険料について

保険料払込期間	終身払・5 年払済・10 年払済
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱 ※保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み（団体扱）」があります。三菱 U F J 銀行では、団体扱はお申し込み時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的な手続き等につきましては、S O M P O ひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。
最低保険料	1,600 円（月払・半年払・年払共通）

7. 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の 10 倍の解約返戻金があります（保険料がすべて払い込まれていることを要します）。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則・特約には、解約返戻金はありません。

注意喚起情報

「**注意喚起情報**」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「**注意喚起情報**」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて **15 日以内（郵便消印日付）** です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第 1 回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した**書面*1 に自署**し S O M P O ひまわり生命の支社もしくは本社*2 へて**郵便で発信**、または、電磁的記録*3 によりお申し出ください。

*1 書面の書式例
20 〇〇年〇月〇日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
申込者：〇〇 〇〇（親権者*4：〇〇 〇〇）
生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇
保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇 〇〇

*2 本社送付先
〒163-8626 日本郵便株式会社 新宿郵便局 私書箱第123号
S O M P O ひまわり生命保険株式会社

*3 電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。S O M P O ひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。
■URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

*4 親権者は、契約者が未成年の場合のみ記入が必要です。



ご注意ください

クーリング・オフができない場合

次の場合にはクーリング・オフをすることができません。
・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2. 健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

- ・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ・ご契約にあたっては、所定の告知書等で S O M P O ひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業等について、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。***1
- ・告知受領権は S O M P O ひまわり生命および S O M P O ひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に**口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

*1 ご契約内容によって、S O M P O ひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から 2 年以内であれば、**告知義務違反としてご契約を解除**することがあります。

また、2 年経過後も、給付金等のお支払事由が 2 年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります*2。

*2 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。
ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

給付金等のお支払い

ご契約を解除したときには、給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みの免除事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。*3

*3 給付金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

この保険にご加入される場合の留意事項について

- ①この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。告知項目を限定していることとあわせて、ご契約以前に発生した病気やケガ（ご契約前の既往症等）についても、ご契約後に悪化した場合等一定の条件でお支払いの対象としております。このため、保険料は、S O M P O ひまわり生命の通常の医療保険に比べ割り増しされています。
- ②契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額は、通常の50%相当額となります。^{*4}
- ③より詳細な告知をいただくことや医師の診査等を受けること等により、この保険よりも保険料が割安の医療保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知・診査結果等によりご契約いただけないこともあります。

^{*4} 削減支払期間経過後は通常（全額）のお支払いとなります。

ご契約内容の確認について

S O M P O ひまわり生命の確認担当職員またはS O M P O ひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、申込内容について確認させていただく場合があります。

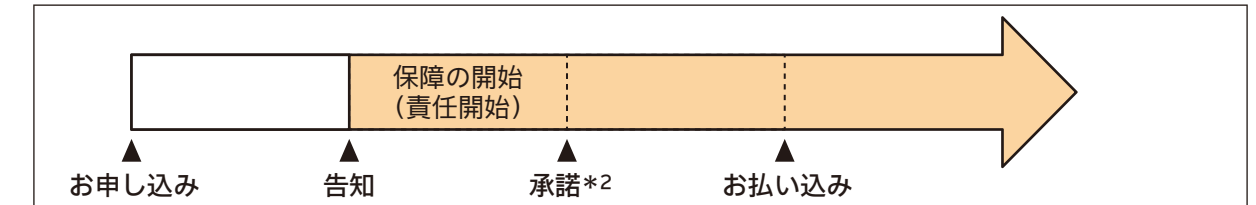
告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3. 保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路等により異なります。

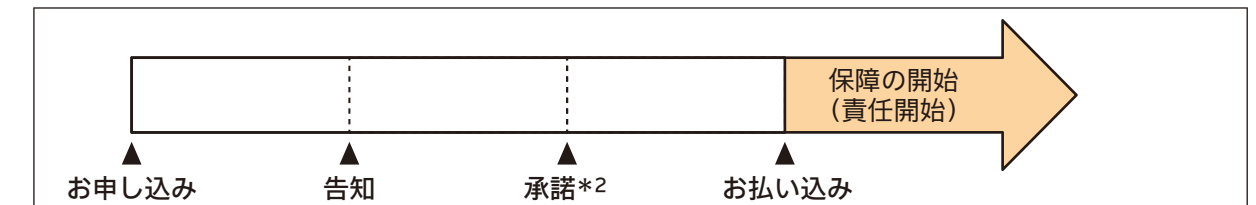
「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申し込みと告知がともに完了したとき^{*1}



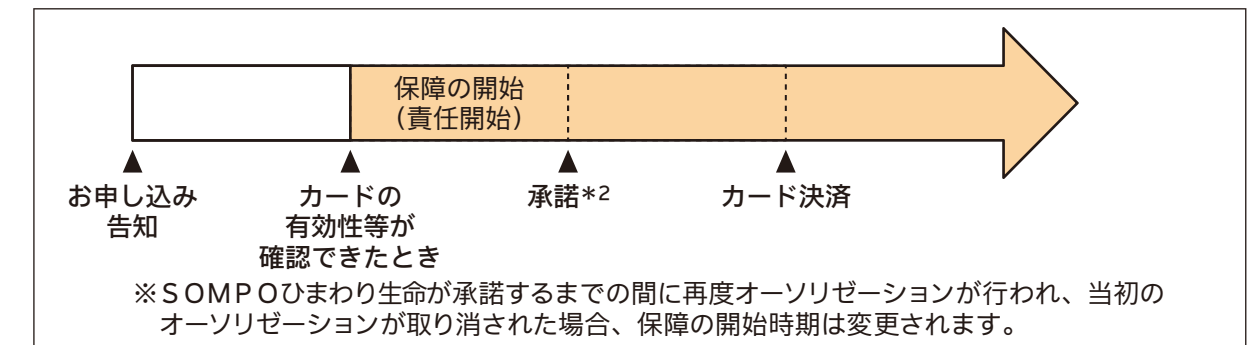
「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第1回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したとき



「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）がともに完了したとき



^{*1} ご契約のお申し込みが完了したときとは、S O M P O ひまわり生命またはS O M P O ひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされたときをいいます。

^{*2} 募集人は、お客さまとS O M P O ひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。
保険契約は、お客さまからのお申し込みをS O M P O ひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。



ご注意ください

・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約の「乳がん」の保障は「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。



ご注意ください

主契約の疾病入院給付金および限定告知医療用入院一時金特約の入院一時金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症^{*}を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。
^{*}責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。該当する疾病は、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

4. 給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできないことがあります。

給付金等をお支払いできない場合

- ①責任開始期前にすでに予定のあった入院や手術により、お支払事由に該当した場合
- ②給付金等の免責事由*1に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④重大事由*2によりご契約が解除された場合
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合（この場合、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。）
- ⑥保険料のお支払いが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日（くわしくは「5.保険料のお支払いについて」をご覧ください）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

*1 主な免責事由

- ア. ご契約者・被保険者の故意、重大な過失
イ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

*2 重大事由

- ・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
※反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があつたとき

くわしくはご契約のしおり「給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。



ご注意ください

主契約の疾病入院給付金および限定告知医療用入院一時金特約の入院一時金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。

*責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。該当する疾病は、SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

① 給付金等がお支払いできない場合について

この保険は、責任開始期前に生じた病気やケガが悪化した場合も保障しますが、責任開始期前に医師にすすめられていた入院や手術については、給付金等をお支払いできません。

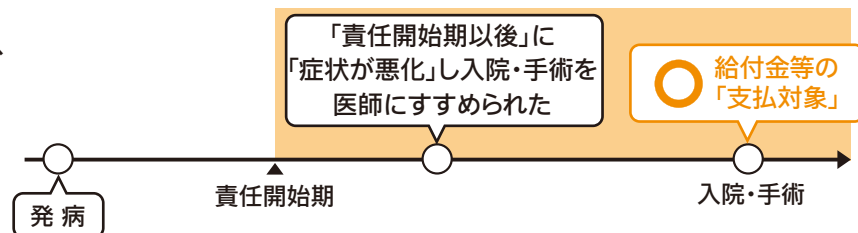
※お客さまの治療歴等について、医療機関等に事実の確認をさせていただく場合があります。

責任開始期前に、
医師にすすめられていた
入院・手術



※責任開始期以後に症状が悪化したことまたは医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院・手術の必要が生じた場合には、給付金等をお支払いします。

責任開始期以後に、
医師にすすめられた
入院・手術



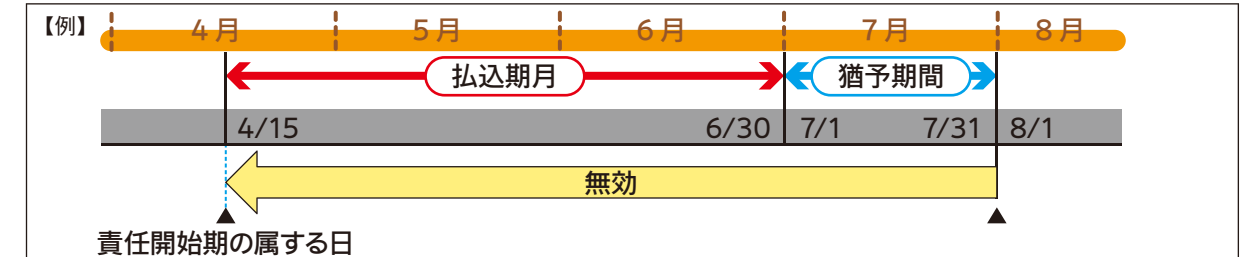
5. 保険料のお支払い込みについて

保険料は払込期月内にお支払い込みください。お支払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお支払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第1回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

- ・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお支払い込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなります。



ご注意ください

以下の場合、新たなご契約のお申し込みの際に、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

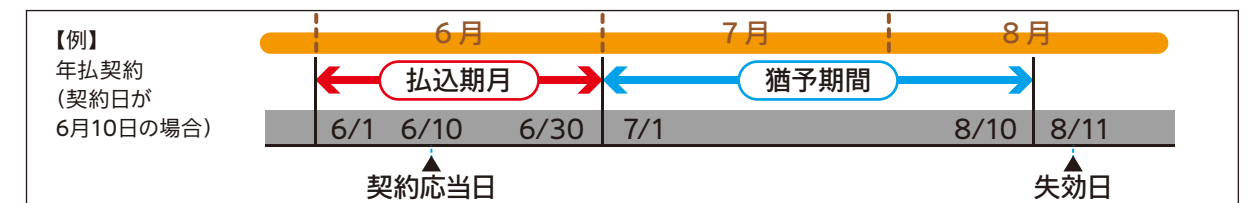
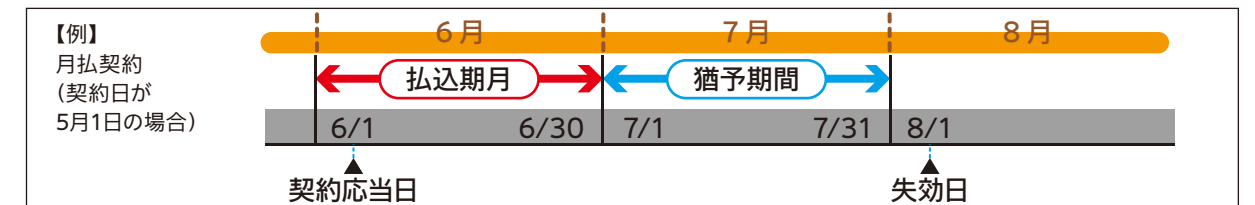
- ・第1回保険料のお支払い込みがなくご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお支払い込みがなくご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年（半年）単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで*

- ・払込猶予期間内に保険料のお支払い込みがない場合、ご契約は失効となります。

*契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知と、お支払い込みを中止してから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお支払いが必要となります。

ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

○解約返戻金の有無については、以下をご覧ください。

(主契約)

- ・保険料払込期間中はありません。
- ・保険料払込期間経過後かつすべての保険料が払い込まれたときは、入院給付金日額の10倍をお支払いします。

※保険料を終身にわたって払い込むご契約の場合、解約返戻金はありません。

※被保険者が死亡したとき、解約返戻金がある場合は、S O M P O ひまわり生命はこれを保険契約者にお支払いします。

(特約・特則)

特約・特則に解約返戻金はありません。

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へお申し込みされること）をご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。

また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たなご契約のお引き受け

新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たなご契約の保険料

新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。

また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。

たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

給付金等のお支払い

新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始期前の発病等、給付金等をお支払いできない場合があります。

新たなご契約の保障内容

新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

(例) 手術給付金の対象となる手術の種類や給付倍率の相違



ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たにがんにかかわる特約の付加をご検討されている方は、ご注意ください。

- ・限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約の「乳がん」の保障は「特約の責任開始期の属する日から起算して 90日経過後」に開始されます。



ご注意ください

主契約の疾病入院給付金および限定告知医療用入院一時金特約の入院一時金については、責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症*を直接の原因として入院した場合にはお支払いできません。

*責任開始日において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症として認められている疾病です。該当する疾病は、S O M P O ひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。



ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

S O M P O ひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	■ TEL 03-3286-2820
	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00
	■ ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 給付金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかにS O M P O ひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求にもとづき、給付金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意ください点

次の場合は必ずご連絡ください。

- ①お支払事由が生じたとき
- ②お支払いの可能性があると思われるとき
- ③ご不明な点があるとき*

* ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。



ご注意ください

S O M P O ひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。**

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるとS O M P O ひまわり生命が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

S O M P O ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。
ご連絡先は、注意喚起情報「12. お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

給付金等の税法上のお取り扱い

給付金等の非課税扱

対象となる給付金等	条 件	非課税扱の範囲
入院給付金 手術給付金 先進医療給付金 通院給付金 入院一時金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	<u>全額</u>

介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。*

対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。

保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。S O M P O ひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

*この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。



ご注意ください

税務の取り扱い等については、2024年5月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

11. 個人情報の取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

S O M P O ひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供*¹
- ④S O M P O ひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等*¹

*¹ お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

S O M P O ひまわり生命は、次の場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）を第三者に提供することはありません。

また、S O M P O ひまわり生命は、本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）をこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関等の関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④S O M P O ひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤S O M P O ひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度*²および支払査定時照会制度*³に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

*² 「ご契約のしおり（契約内容登録制度・契約内容照会制度について）」もあわせてご確認ください。

*³ 「ご契約のしおり（支払査定時照会制度について）」もあわせてご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

S O M P O ひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、S O M P O ひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

S O M P O ひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます）の利用目的は、法令等にしがたい、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

S O M P O ひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます）、グループ会社等についてはS O M P O ひまわり生命公式ウェブサイト（<https://www.himawari-life.co.jp/>）をご覧ください。個人情報開示請求受付窓口*⁴までお問い合わせください。

*⁴ 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

12. お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

S O M P O ひまわり生命窓口

SOMPOひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のSOMPOひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

○生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

- ① 契約者ご本人さま（給付金等のご請求は受取人さま）からお願いします。
- ② 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
- ③ お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般 <table><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr><tr><td>(1) 保険金・給付金のご請求</td><td>(5) 保険料振替口座の変更</td></tr><tr><td>(2) 転居、町名変更、通信先変更</td><td>(6) ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>(3) 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>(7) ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>(4) 保険証券紛失</td><td>(8) その他お手続き</td></tr></table>	お手続き例		(1) 保険金・給付金のご請求	(5) 保険料振替口座の変更	(2) 転居、町名変更、通信先変更	(6) ご契約内容の変更、解約	(3) 名義変更、受取人変更、改姓	(7) ご契約内容のお問い合わせ	(4) 保険証券紛失	(8) その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 月曜日～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00
お手続き例											
(1) 保険金・給付金のご請求	(5) 保険料振替口座の変更										
(2) 転居、町名変更、通信先変更	(6) ご契約内容の変更、解約										
(3) 名義変更、受取人変更、改姓	(7) ご契約内容のお問い合わせ										
(4) 保険証券紛失	(8) その他お手続き										
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等はいりません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 月曜日～金曜日 9：00～18：00										
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 月曜日～金曜日 9：00～18：00										

※ 日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。

※ 携帯電話からも通話が可能です。

○SOMPOひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

SOMPOひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
-------------------------	---

生命保険相談所(生命保険協会)

○本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会です。

○生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

○生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
--------------	---

MEMO